

「宇治屋」文書から見た木津川舟運

古瀬 誠三

1. はじめに

山城国相楽郡綺田村は、現在の京都府相楽郡山城町大字綺田にあたる。綺田村は、東は加茂郷・瓶原郷・和東郷に接し、南西は木津川を隔てて木津郷・祝園村等と相対し、北は綴喜郡と境する位置にある。綺田村を含む南山城地域は、古くから文化が開け、また奈良と京都を結ぶ交通の要地でもあった。この綺田村にあって木津川を利しての舟運に携わっていた「宇治屋」に現存する古文書を頼りに、江戸時代後半における木津川舟運の様相についての一考察を述べてみたい(なお、この「宇治屋」は、小生の生家)。

2. 木津川(淀川)の舟運について

宇治屋のかかわった舟運について見る前に、木津川(淀川)における水運の発達について若干述べておきたい。

河川交通は、近世に入って著しい発達を遂げた。淀川はもとより、その支流である木津川も、近世に至り大いに舟運の便に供せられることとなった。淀川には、中世以来「山崎胡麻船」「石清水八幡船」「淀船」「伏見船」などが活躍していた。「淀船」は、「淀二十石船」あるいは「淀上荷船」などと称され、淀川筋における川船の根元をなすものであった。「淀船」には、大きく分けて二つのグループがあったようで、その一つは、淀(納所・水垂)に拠点を置く「淀二十石船」であり、二十石船を507艘(うち納所が331艘、水垂が176艘)保有していた。他の一つは、木津川筋の一口・吐師・木津・加茂・瓶原・笠置に拠点を置く「六ヶ浜上荷船」である。「六ヶ浜上荷船」の船数は、時代により変化が見られるが、当初、一口18艘・吐師9艘・木津22艘・加茂6艘・瓶原6艘・笠置17艘の計78艘であったと考えられる。「淀二十石船」の就航していた範囲は、淀川は大坂・尼崎まで、桂川は嵯峨まで、木津川は笠置まで、宇治川は興聖寺までであったのに対して、「六ヶ浜上荷船」の方は、各船の所属する一口・吐師・木津・加茂・瓶原・笠置の各浜から出る荷物のみを扱い、稼業範囲も木津川及び宇治川に限られていた。以上のことは、次の史料に詳しい。^(注2)

一、淀船数五百七艘 但貳拾石積

内

三百三十一艘 納所

百七拾六艘 水垂

先年大坂御陣用ハ貳百三拾艘にて相勤

内

百五十艘 納所 八拾艘 水垂

淀船作りの船

一、拾八株 一口村(東一口 西一口 在所大池之南)

一、九株 吐師村(木津川筋より五里半川上)

一、貳拾貳株 木津郷(同吐師より拾八丁)

一、六株 加茂郷(木津より壺里半)

一、六株 瓶原郷(同加茂之川向)

一、拾七株 笠置村(同加茂より壺里半淀より九里)

以上七浦

淀川筋(木津川も含めて)を通船していたもう一つの船は「伏見船」であり、元禄11年に免許があり、12年4月に十五石船200艘を造船し、運上銀1200枚を納めて就航した。就航範囲は「淀船」と同様であったため、その商業権利をめぐるたびたび争論を起こしている。

宇治屋が、問屋として営業をしていた藪浜は、「六ヶ浜上荷船」の拠点として公認された六ヶ浜ではないので、「六ヶ浜上荷船」は入浜できなかった。ために、宇治屋は綺田村から京や大坂に出荷する荷物を集め「淀二十石船」に積み込み、反対に京や大坂から積み帰った荷物を扱っていたようである。

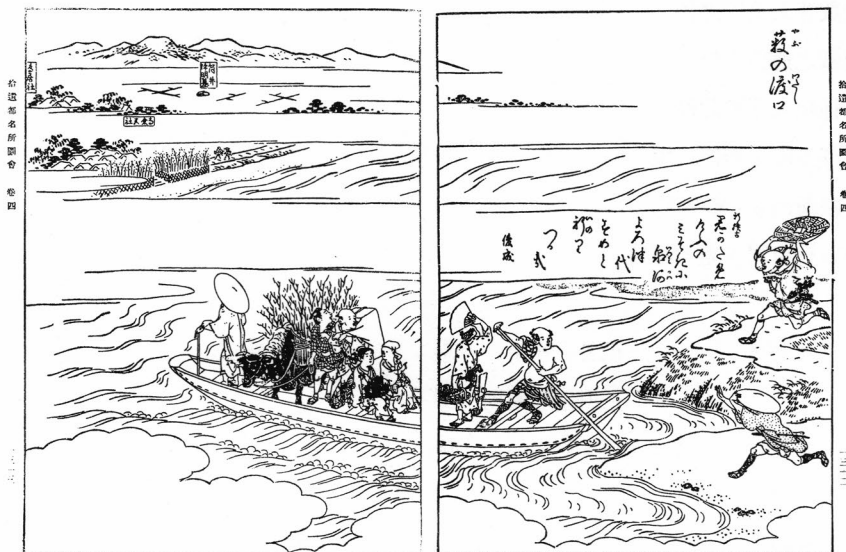
3. 宇治屋の船

宇治屋がいつの頃から木津川の舟運にかかわり始めたかは、現存する文書だけではうかがい知ることができない。ただ、文政13年の年号のついた舟運関係の文書が現存しているので、おそらくそれ以前から何らかの関係を持っていたと考えられる。

宇治屋の営業をみると、二つの大きな部分に分けられる。一つは、「藪の渡し」と呼ばれた渡し船の支配にかかわるものであり、もう一つは、「淀二十石船」による舟運にかかわるものである。この二つの面に関して、次に述べてみたい。

(1) 渡し船に関して

宇治屋が支配していた渡し船は「藪の渡し」とよばれていた。木津川には橋はなく随所



『拾遺都名所圖會』卷四 藪の渡口

に渡し船があった。旧綺田村が属する現在の山城町域では北から、下粕(綺田一下粕)、開(平尾一祝園)、菅井(上粕一菅井)、一本松(上粕一鹿背山)の渡しがあったことが知られる。町の最北に位置する下粕の渡し、江戸時代に「藪の渡し」として知られていたものである。藪は、藪村・藪川などの名称で史料に現れるが、『拾遺都名所圖會』『山城名跡巡行志』などの記述によって、綺田村の中の鳥居の西方の木津川辺にあったことが知られる。現在の山城町大字綺田小字藪浦である。「藪の渡し」のあった綺田村は、はじめの項でも述べたように、南山城の交通の要地であった。綺田村は、京と南都を結ぶ奈良坂越えの大和街道が、和州歌姫を経て郡山に向かう街道との分岐点であった。『拾遺都名所圖會 卷四』には、

藪渡口 大和街道木津川の渡口なり。玉水の南七町ばかりに、南は祝園・吐師を経て、大和國歌姫に至る。是より南都西京に及び郡山・法隆寺等の街道なり。

とある。藪の渡し、木津川東岸の大和街道と歌姫越えの郡山街道とを結ぶものとして、重要な役割を占めていたと考えられる。こうした関係からか、宇治屋の文書の中に和州郡山藩柳澤氏とのつながりを示すものが見られる。

一筆致啓達候弥々可
為御無異珍重存候
然者
時之助殿来月朔日

藪川被致渡川候依つて
舩数并人足等之儀
別紙之通差支無
之様頼入存候此段
宮澤太郎左衛門三坂
十左衛門ぶも能ゝ可
申入旨申聞候恐ゝ謹言

三月廿七日 正名半兵衛 ㊤
 正田猪左衛門 ㊤
 藤本笠之助 ㊤

藪川
清藏殿

一筆致啓達候弥ゝ可為
御無異珍重存候然者
甲斐守殿来ル十九日
江戸表被致發駕道中
無滞候得者六月四日
藪川被致渡舩候依之
舩数人足等之儀別紙
之通差支無之様頼入
存候此段吉田次郎右衛門
今井馬之輔ぶ茂能ゝ
可申入旨申聞候恐ゝ謹言

五月十五日 宮川左次兵衛 ㊤
 河野 庫三 ㊤
 坪井 對助 ㊤

藪川
一、貸切船 六艘 ㊤

一、人足 拾貳人 ㊤

右之通御用是頼入

存候 以上

子

五月 船組方 ㊤

これらの文書の年号は不詳であるが、文中の「時之助」は、松平(柳澤)甲斐守保徳の幼名であり、また「今井馬之輔」は『大武鑑』^(注3)によれば、保興(保徳の父)の代の御城使を勤めており、「吉田次郎右衛門」は保徳の代に^(注5)用人・^(注6)年寄を勤めた人物である。これらのことから、先の史料は、弘化～嘉永の頃のものと考えられる。

「藪の渡し」の船株に関しては『宇治屋大福帳』に、

藪渡シ船株扣^{ひかえ}

先

一、銀貳百目

大和屋

壹株ニテ

新助殿

文化十二亥年

一、同貳百目

菅井

壹株ニ付

賣主

佐兵衛

請人

与八

天保十四卯年

一、同貳百目

八十軒村 >

壹株ニ付

治三郎

請人

源兵衛

嘉永元申年

一、同貳百目

菅井 >

壹株ニ付

清兵衛

請人

五兵衛

とあり、菅井村や八十軒(間)村の者の船株を一株に付いて銀貳百目という値段で買い取っ

ている。さらに渡し船に関するものでは、次の史料がある。

保請負之事

一、渡し船壹艘 代銀壹貫目也
右之船去ル申正月 巳極月迄中十ヶ年
之間保請負致シ候処実正也然ル上ハ受負
中ニ若シ木々朽ニても出来致シ候ハバ早速
取替いたし可申候右ニ付作事ニ参り候節者
雑用當処其元様ニて御仕出被下候様御約束ニ
相定メ候尤臨時破損之儀者此方ニ極不申候
直受新造御作り被下候節右船下負ハ先値
段ニて申受候様御定メ被下成候右之通ニて無
相違御座候 依之保請負書仍如件

天保十年

亥十二月

天王寺屋

治郎右衛門 ㊤

藪村

御仲間中様

これは、渡し船の保証書であるが、宛先は「藪村 御仲間中様」となっている。また、前述の『宇治屋大福帳』の中に、「藪船中間 郡山行」と記して、年毎に3名ずつの名前が記載されている。彼らは、藪・渋川・八十間(軒)・菅井村の者であったようである。これらのことから考えるに、「藪の渡し」の営業は、複数の仲間によって行われていたようである。

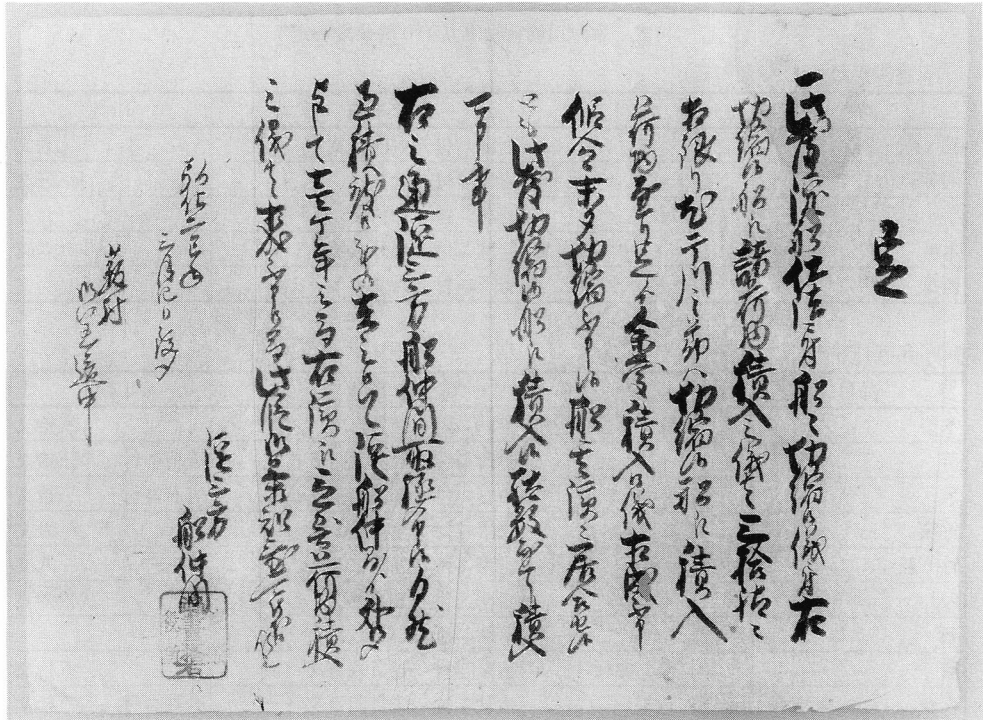
(2)木津川の舟運に関して

宇治屋は木津川舟運にかかわる集積問屋としても、大きな利益をあげていた。宇治屋がかかわっていたのは、すでに前述したように、過書座に属し木津川を運行していた「淀二十石船」での舟運であった。現存する文書の中にも、「淀過書式十石船 惣代中」とか「淀三方 船仲間」などと記されたものがある。さらに、

淀過書式拾石船木津川筋上下荷物運送之儀者

古来 渡し舟一手ニ而運送仕来り被在候…(略)…

と記された安政七年三月の『證札』が見られることや、また、「淀三方 船仲間」から「藪村 御運送中」に宛てた弘化二年三月四日付の『定』が存在することからも、宇治屋と「過書座」・「淀船」との深いつながりが想像できる。



弘化2年3月4日付け「定」

定

此度淀船仕法=付船>切縮候儀=付右
 切縮候船江諸荷物積入之儀者三拾駄=
 相限候尤テ川之筋ハ切縮候船江積入
 荷物送候定ヨ余慶積入相成不申
 仮令未ダ切縮不申候船其濱=居合せ候
 とも此度切縮候船江積入候駄数送候積入
 可申事
 右之通淀三方船仲間取極メ申候
 過積致候もの之在候ハバ淀船仲間ヨ外候メ
 として壹ヶ年之間右濱江立寄荷物積入
 之儀者相成不申候間此段御承知置可被成候以上

弘化二巳年

三月四日改メ 淀三方

船仲間 ㊤

藪村御運送中

付表 木津川筋荷物上り下り共値段書定

①安政四年七月(三年間の定)

品目	区間	船賃	口銭
粕・塩・灰	淀 ^ぶ	壺駄ニ付 百四拾文	六文
明朝渡	伏見 ^ぶ	壺荷ニ付 廿文	三文
芋	伏見迄	壺荷ニ付 百拾文	六文
木柴	〃	壺駄ニ付 九分六厘	六厘
西瓜	〃	壺玉ニ付 六文	壺文

②子年五月廿三日

品目	区間	船賃	口銭
木柴	玉水 ^ぶ 菅井濱迄伏見行	拾駄ニ付 壺貫百文	貳拾文
芋	〃	拾荷ニ付 壺貫貳百五拾文	壺荷ニ付 三拾文
米	〃	拾石ニ付 壺貫四百文	壺石ニ付 三拾文
竹筏	淀行	壺束ニ付 三拾文	六文
竹 船づみ	〃	壺束ニ付 五拾文	八文
米		壺斗ニ付 五拾五文	貳拾四文
酒		拾駄ニ付 壺貫八百文	
酒	但シ淀行	拾駄ニ付 壺貫六百文	五拾文
みかん・芋・午房 (但シ俵の分)		拾駄ニ付 壺貫四百文	壺駄ニ付 三拾文
炭		拾駄ニ付 壺貫貳百五拾文	壺駄ニ付 三拾文
白土		拾駄ニ付 壺貫三百文	三拾文
渋		拾駄ニ付 壺貫文	壺駄ニ付 三拾文
上茶并切くず		六斗ニ付 百四拾文	四拾文
番茶		八斗ニ付 百四拾文	四拾文
繰綿		三斗ニ付 百八拾文	六拾文
たね		壺太(駄)ニ付 拾貳文	三文
藥物		拾駄ニ付 壺貫六百文	壺駄ニ付 五拾文
素麵		壺駄ニ付 百四十文	三十二文

次に、宇治屋が取り扱った諸荷物の運送範囲・種類について考えてみたい。送り先について、文書類の中で見られる地名は、「淀」・「伏見」・「上鳥羽」・「下鳥羽」・「横大路」・「七条」・「五条」である。反対に、「淀」・「伏見」から積み帰った荷もあったようである。木津川筋を上下していた荷物としては、上の史料に示されるように、さつまいも・西瓜・米・みかん・茶などの農産物、木柴・竹といった林産物、他に粕・塩・灰・粉・炭・酒などの品目が挙げられる。

この中で、竹は、現在でも綺田・平尾地区が筍の産地として有名であるように、東部の丘陵地に孟宗竹の竹林が広がっている。さつまいもについても、寺田を中心とする南山城一帯は、甘藷の産地であり、綺田村においても広く栽培されていたと考えられる。また、木柴もこの地域の重要な産物であり、多数の人口を抱える京都へ炊事等の燃料として送ら

れていたらしい。木柴は、宇治屋も大量に扱っており、毎月、荷を下鳥羽の間屋へ送っている。

口上

一、各様より上鳥羽村江御積送り相成ル木柴即

下鳥羽横大路間屋三軒ニ而此度月々

順番運送取究申候ニ付已来御積出シ

相成候節ハ送り候番名左之通御取計

被下度榜々頼上候

丑極月 忠次郎

寅正月 金三郎

同二月 又左衛門

同三月 忠次郎

同四月 金三郎

同五月 又左衛門

同六月 忠次郎

同七月 金三郎

同八月 又左衛門

同九月 忠次郎

同十月 金三郎

同十一月 又左衛門

同十二月 忠次郎

右之通往々順番御取計可被下候 以上

下鳥羽 間屋 又左衛門 ㊤

同 忠次郎 ㊤

同 金三郎 ㊤

天保十二丑年極月

さらに、伏見より粕・灰等が村に積み帰られているが、この粕は、油粕の類かと思われる。粕・灰などは、金肥として購入された肥料だったのではないだろうか。全国的には、17世紀半ばから18世紀にかけての農業技術の改良・普及に伴い、蔬菜や加工原料農産物の販売が可能になってくる。さらに、こうした農産物の販売で得た貨幣で、金肥を購入し、生産性をより高めてきたわけである。南山城の地域では、主として金肥は、茶などの商品

作物の栽培に用いられたようである。これらのことは、商品経済化の動きが、綺田村周辺の地域にも及んでいる一つの現われだと考えられる。宇治屋も、このような商品経済進行の中でその生業を発展させ、富を蓄積し、土地集積を進める基盤を形成していったのではないだろうか。

4. むすび

宇治屋が、江戸～明治にかけてその資力を高め成長してきたのは、近世中頃から始まる農村の商品経済化が著しく進んだことと深くかかわっている。つまり、商業的農業の展開による商品作物の流通量の増加が、木津川舟運にかかわる宇治屋の隆盛をもたらしたわけである。この舟運等によって得た貨幣資本をもとに、宇治屋は、多くの土地を集積し、地主としての地位も高めていったものと考えられる。

しかし、明治29年(1896)に京都・奈良間の鉄道が全通し、従来、木津川舟運によっていた荷物輸送が鉄道輸送に吸収され始めると、必然的に宇治屋の扱う荷物量も減少していったと思われる。さらに、昭和の初めに行われた木津川改修工事のため立ち退きを余儀なくされ、これによって、宇治屋と舟運とのかかわりが絶たれることになったようである。こうして木津川舟運の衰退とともに宇治屋も没落していったわけである。

以上、宇治屋の史料を中心にしながら、木津川舟運について述べてきたが、現存する古文書は十分な史料とは言えない上に、山城の小さな農村である綺田村にあった宇治屋という限られた小さな窓口からのアプローチであり、不十分な考察となってしまった。近世の木津川舟運の様相に、どこまで迫れたかは、はなはだ不安であるが、木津川舟運の盛衰とともに歩んできた宇治屋の輪郭だけでも見えてきたような気がする。

(ふるせ・せいぞう=当センター調査第1課企画係主査調査員)

注1 豊田武・児玉幸多編 体系日本史叢書24『交通史』山川出版社 1970

注2 「淀船旧例之覚」(東一口大池神社文書『巨椋池干拓誌(1)』巨椋池土地改良区) 1962

注3 橋本博編 改訂増補『大武鑑』名著刊行会 1965

注4 同上書 弘化4年の条

注5 同上書 嘉永4年の条

注6 同上書 嘉永7年の条